

徳島県企業管理規程第五号

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員給与規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の四第一項の規定により採用されたもの、法第二十八条の五第一項の規定により採用されたもの」を「第二十八条の四第一項の規定により採用されたもの」に改め、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項第一号及び第六項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第十六条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。